

守り伝えられてきた地域の宝

市指定有形文化財・記念物を指定

無形文化財信楽焼の保持者を追加認定

市教育委員会では平成24年9月27日付けで、有形文化財5件・記念物1件の指定と無形文化財信楽焼の保持者5人を追加認定しました。
指定を受けた仏像彫刻や古文書、工芸品や史跡などはいずれも文化的価値の高いもので、今日まで大切に守られてきた地域の宝です。
また、無形文化財信楽焼の保持者は、信楽焼の伝統を受け継ぐとともに、地域の特性を活かした芸術的価値の高い作品を制作されています。
なお、今回の指定・認定により甲賀市指定文化財の総数は140件となりました。

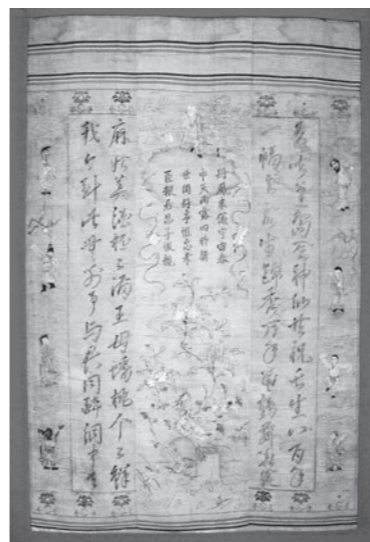
新指定の有形文化財

① **木造阿弥陀如来立像**
(甲南町竜法師・金龍院蔵)
左手を下げ、右手で来迎印を結んだ阿弥陀如来の三尺立像で穏やかな表情をもつ鎌倉時代の作です。



▲①木造阿弥陀如来立像 (金龍院)

② **東海道土山宿文書**
(甲賀市蔵)
東海道土山宿の問屋場に伝来した文書と、南北土山村の文書からなり、土山宿の繁栄を知る上で欠かせない史料です。



▲⑤水口曳山祭天神町見送り幕

③ **福本九左衛門家前挽鋸関係文書**
(甲賀市蔵)
水口町三本柳集落で江戸中期から明治にかけて、前挽鋸の製造販売に活躍した福本九左衛門家に伝わる史料で、前挽鋸製造の創業期を知ることができます。

新認定の記念物(史跡)

多羅尾代官陣屋跡

(信楽町多羅尾・個人所有)



江戸時代初期に置かれた多羅尾氏の居館兼代官屋敷跡で、石垣、庭園遺構が良好に残っています。

④ 油日神社懸仏群

(甲賀町油日・油日神社蔵)

県内でも最大級の大きさを誇る懸仏をはじめ、応永三十年銘の室町時代のものや、元禄三年銘の摩利支天像が彫られた珍しい遺品などを含み、かつての神仏習合の名残を感じさせます。



▲④油日神社懸仏群

⑤ 水口曳山祭天神町見送り幕

(水口町城東・天神町蔵)

天神町曳山の見送り幕として掲げられるもので、17世紀から18世紀頃の南国の作品に通じる技法が見られ、他に類例のない貴重な作品といえます。

「甲賀市新指定文化財展」

土山歴史民俗資料館秋季企画展
新指定の市指定文化財および関連資料を展示します

- 期間 / 10月27日(土)～12月16日(日)
- 開館時間 / 10時～17時
- 場所 / 土山歴史民俗資料館 第2展示室
- 休館日 / 月・火曜日、11月4日(日)
- ※ 入場無料

問い合わせ
土山歴史民俗資料館
☎66-1056 ☎66-1067

無形文化財信楽焼の保持者の追加認定者



小林弘幸(勇超)氏
(信楽町勅旨)
分野：焼き締め

穴窯による焼き締めで、自然釉が溶けたどっしりとした重量感のある壺や鉢を主に制作。



神崎継春氏
(信楽町長野)
分野：焼き締め

穴窯で焼成され、素地の白色をベースに明るい緋色が映えた焼き締めによる作品を制作。



谷野明夫氏
(信楽町多羅尾)
分野：加飾

パステル調の柔らかな色調に明るい草花模様を施した斬新さと伝統的な技法を調和させた作品を制作。



奥田英行(英山)氏
(信楽町長野)
分野：茶陶

茶道との関わりが深く、穴窯により焼成され、茶碗をはじめ水指、花入れなどの茶道具類を制作。



小谷光二氏
(信楽町勅旨)
分野：大物ロクロ

かつての信楽の伝統的技術であった大物ロクロの技法を伝承され、特殊な技法で、大物の甕などを制作。

認定書授与式を開催



市役所甲南庁舎で10月2日、新たに認定しました5名の方に対し、認定書の授与を行いました。

認定式では、一人ひとりに認定書が手渡された後、中嶋市長が、「信楽焼という長い歴史を受け継ぐとともに、さらに技に磨きをかけ、信楽焼の名を全国に発信していただくことを期待します。」とお祝いの言葉を述べました。

問い合わせ
歴史文化財課
☎86-8026
☎86-8216

コミバスと公用車で観光のまちをPR



甲賀市の観光イメージを描いたコミュニティバスと公用車が完成し、9月下旬から運行を開始しました。

バスは甲賀ブランド推進協議会が、公用車は市が、それぞれ企画したもので、車両のデザインは、昨年9月から新名神高速道路を走行している高速バスと同じで、信楽焼のタヌキ、甲賀流忍者、宿場のイメージが描かれています。

甲賀市を訪れる観光客が増えることを願ってコミュニティバスには「ぐるっと行こうか(甲賀)」、公用車には、「来て魅(み)て甲賀」の文字が入っています。

また、車体の前後に描かれた市内のキャラクター「にんじゃえもん」と「ぼんぼこちゃん」も愛嬌を振りまいています。

コミュニティバスは、水口地域を回るコースで運行され、公用車は市外出張時などに職員が使用し、PRに努めます。

問い合わせ
観光戦略推進室 観光戦略推進係
☎65-0708 ☎63-4087

10月は滋賀県不法投棄防止強調月間です

不法投棄は犯罪です

「不法投棄を許さないまちづくり」を進めるため、皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ
生活環境課 廃棄物対策係
☎65-0690 ☎63-4582